

東海村農地賃借料情報（令和7年）

平成21年の農地法改正により「標準小作料制度」が廃止され、代わりとして賃借料の目安となる賃借料情報を提供することになりました。

令和7年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画等に伴い締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

1 田（水稻）の部

締結（公告） された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
坏土地改良区等	4,938円	8,696円	3,995円	51	物納データ数2 使用貸借（無償） データ数40
真崎浦・大山下等	5,024円	7,151円	3,886円	79	物納データ数5 使用貸借（無償） データ数13

2 畑の部

締結（公告） された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
村内全域	3,245円	8,080円	1,992円	188	物納データ数4 使用貸借（無償） データ数118

○平均額等は、賃貸借（有償）のみを集計しており使用貸借（無償）データは含めていません。

○賃借料はあくまで目安であり、地域の特性等を十分考慮し、当事者間で協議のうえ決定してください。